

新型コロナウイルス感染症に 備える保険のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、医療施設の開設者・従業員の方が
新型コロナウイルス感染症を発病された際に保険金をお支払いできる商品をご案内いたします。



1. 事故等で休業した際の損失を補償

休業損失補償保険

(企業総合補償保険/休業損失補償条項+食中毒・感染症補償特約)

集团扱
一括払で
5%割引

新型コロナウイルス
による休業を補償!

火災、水災など
その他の事故も対象

休業日数短縮費用も補償!

- ◆ **新型コロナウイルスを含む感染症による休業を補償します。**
- ◆ 感染症以外にも、火災や水災等の罹災により診療ができなくなった場合も保険金をお支払いします。
- ◆ 休業日数を減少させるために支出した費用も補償します(食中毒・感染症に関しては補償対象外)。

感染症に関する補償の概要

- ①以下のいずれかの事故により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、1事故あたり休業2日目以降14日間まで、かつ、500万円を限度に保険金をお支払いします。(注1)
 - ・施設が下記の感染症の原因となる病原体に汚染されたこと
 - ・上記の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置の指示、命令等
- ②施設で下記の感染症が発生した場合(注2)において、事故が発生した日から起算して30日以内に生じた消毒・検査・予防費用について、1事故あたり100万円を限度に感染症対策費用保険金をお支払いします。(注1)
- ③施設で下記の感染症が発生した場合(注2)に保険金20万円を先払いします。(注3)
また、指定感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める指定感染症をいいます。)が発生した場合、保健所から施設の消毒、隔離、その他の処置の指示・命令等がなされたときに、その処置に要した費用やその処置に伴い営業が阻害されたことによる損失に対して、保険金20万円を先払いします。(注3)

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型のみ)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

(注1)③の20万円が①または②の保険金と同時に支払われるときは、その支払うべき保険金の額は①および②の合計額から20万円を差し引いて支払保険金を算出し、かつ、①から③を合算して500万円を限度とします。

(注2)感染の疑いがある場合は保健所等が営業施設の消毒、隔離、その他の処置の指示・命令等を行った場合にお支払いとなります。

(注3)保険期間(保険期間が1年超の場合は、契約年度)を通じて、1敷地内ごとまたは1事業所ごとに1回のみのお支払いとなります。

※都道府県知事等からの要請に基づく自主休業は補償対象外です。ただし、実際に事故があった場合を除きます。

※保険始期日の翌日から起算して14日以内に発生した感染症による事故は補償の対象外です。ただし、感染症による損失を補償する特約をセットした契約の継続契約である場合を除きます。

保険金額と保険料(保険期間1年間、集团扱一括払5%割引適用)

建物の構造(構造級別)	保険金日額		
	30万円	40万円	50万円
RC造(1級)	28,760円	38,340円	47,930円
鉄骨造(2級)	57,770円	77,030円	96,290円
木造(3級)	76,690円	102,260円	127,820円

※上記保険料(例)は、建物所在地:北海道、約定復旧期間:1か月として計算しています。

※保険金日額は、「1日あたりの粗利益」を基準に設定いただきます。

※集团扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。